六本木三丁目児童遊園周辺地区 整備検討会ニュース



港区

残暑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より港区のまちづくりへご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

港区では「六本木三丁目児童遊園周辺地区」の治安の改善を図るとともに、安全・安心な環境整備と新たなにぎわいの創出を目指し、検討を行っています。

そこで、去る7月21日に地元の皆様にご意見を伺う「六本木三丁目児童遊園周辺地区整備検討会 (以下、検討会)」の第7回を開催しました。

本紙では、検討会のご報告と当日いただいた主なご意見をご紹介いたします。

今後も検討会ニュースにて、整備に向けた検討状況をご報告して参りますので、ご理解・ご協力の 程よろしくお願い申し上げます。

1 第7回検討会開催のご報告

第7回検討会は、①再整備の内容(イメージパース含む)、 ②地区の安全性の確保についてご議論いただきました。当日は たくさんの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

①再整備の内容については、今回検討会にて概ね取りまとまりましたので、今後、港区の庁内会議等に諮り、来年1月頃に工事に着工できるよう進めてまいります。②地区の安全性の確保については、次回検討会において引き続き議論させていただきたいと考えております。

裏面にて、当日いただいた主なご意見をご紹介いたします。

開催概要

■日時:令和5年7月21日(金)

18:30~20:00

■場所: 麻布地区総合支所 会議室

■出席者:7名



再整備後のイメージパース 「児童遊園のイメージ」



※イメージであり、実際の整備内容とは異なる場合があります

2 当日の主なご意見と事務局からの回答

1. 整備内容について

①公衆トイレの機能について

- 男性用トイレについて、小便器 1 器とのことであったが、大便器にすることはできないのか。
- ・男性用トイレについては、**犯罪発生を抑止するために、できるだけ空間を小さくし、最低限の機能として小便器1器としたのであれば、それで良い**のではないか。
 - →男性用トイレは小便器 1 器とします。
- ・ユニバーサルデザイントイレに防災倉庫を附属させるとのことであったが、当初見通しを良くする必要があると 議論していたにも関わらず、トイレの規模を大きくするのは如何なのか。防災倉庫を最小限で整備するのであれば仕方がないが、なるべく公衆トイレの規模を小さくするべきである。
 - ➡防災倉庫は様々な機能を入れた余りの部分に設けており、防災倉庫のせいで建物が大きくなっているわけではありません。

②公衆トイレのデザイン・サイン等について

- OTECOマークをPR・周知に活用するのであれば、「OTECO」の意味は対外的に説明できるようにする必要があるだろう。
 - ➡パンフレット等によって分かりやすく説明できるよう努力します。
- OTECOマークを周知するには、既存の公衆トイレ等にも付けないと時間がかかるのではないか。また、周知のために小学校や保育所等のトイレに設置することは可能か。
 - →OTECOマークの既存の公衆トイレへの設置については、できることから着手していきます。
- 今のデザインでは、男性用トイレか女性用トイレが分かりにくい。男女の視認がしやすいようにした方が良い。
 - ➡トイレ入り口の壁面に男性用・女性用が分かるピクトグラム等を設置することを検討します。

③児童遊園等について

- ユニバーサルデザイントイレは車椅子の方も利用することが想定されるが、児童遊園の階段に近い位置であることが気になる。勢い余って落ちてしまわないように配慮が必要である。
 - →危険がないように、対応方法を検討します。
- ・ロングベンチに酔っ払いが寝転がらないように、配慮が必要(座面に凸凹をつける等)である。



今回の検討会でご提示した案で港区の庁内会議(景観アドバイザー会議・建築審査会)へ諮っていきます

2. 地区の安全性の確保について

- ・人の目による24時間監視しないと無理だろう。
- ・24時間監視を徹底して、最初の何年かで維持管理の方法を作り上げる必要がある。
- ・以前、24 時間人が常駐するスペースの設置を提案した。有人体制とするためには常駐ペースが必要である。
- ・路上飲酒を取り締まるためには"六本木安全安心憲章"だけではなく、条例等の拘束力のあるものが必要である。 しかし、条例はすぐに整備されるものではないため、青色パトロールカーによる巡回等から始めることが妥当だろう。
- ・青色パトロールカーは権限以上のことは言えないため、予算を取ってそれなりに力を持った人を雇う必要がある。その点で警備会社は有効だろう。
- 条例等で規制できるようにする必要がある。"六本木安全安心憲章"には強制力がない。強制力を持たせなければ警備員も注意することができない。**警備員を雇う費用の確保と条例整備の両方で取り組む**必要がある。
- 警備会社は、警察でも公務員でもみなし公務員でもないため、権限を持っていない。手を出されても公務執行妨害にならなず、体を触ることもできないため、寝ている人を起こすこともできない。そのため、少なくとも条例を作る必要があり、今の客引き行為防止の延長では無理だろう。
 - ➡維持管理については、次回検討会において重点的に議論させていただきます。

